平成２４年（フ）第１２５１号
京都市右京区西京極豆田町５番地　パークテラス西京極305
債務者　有堀　史郎
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　則明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２７０号
京都府木津川市木津宮ノ内１番地８
債務者　宮永　吾一
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５７１号
北海道江別市大麻宮町４番地　８号棟402号室
債務者　佐々木孝男
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　美里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７４号
札幌市豊平区西岡４条４丁目６番10号　ジュネスコーポラス101古川洋方、住民票上の住所札幌市豊平区西岡２条１丁目９番10号パークリュクスさくらプレイス201号
債務者　桐山　晃浩
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　賢治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４号
札幌市豊平区美園11条６丁目１番７号　いこいハイツ102号
債務者　武本　一弘
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４４号
札幌市南区石山２条６丁目７番１号　エメラルドハイツ201号
債務者　竹内　　宏
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　和真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５１号
長野県東筑摩郡山形村5511番地７
債務者　秋山　真次
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１９６号
熊本市東区戸島西１丁目29番32―407号　トーカンマンション健軍東
債務者　當房　隆男
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　悟士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４６３号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字祖母懐６番地の24
債務者　久松　隆宏
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　美苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２７号
長崎市かき道３丁目19番７―201号
債務者　久保山芳光
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥津　乃祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
秋田県大仙市協和境字苅谷沢43番地75　境市営住宅Ｂ―305、旧住所秋田県大仙市若竹町30番10号
債務者　佐々木　緑
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第２６２号
堺市中区深井東町346番地10　スカイレジデンスＡ棟３号、前住所堺市中区深井畑山町2634番地３
債務者　佐々木信一
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６２号
奈良県大和高田市本郷町10番29号　信永ビル506号、前住所奈良県大和高田市南今里町６番36号　ブランドール101号室
債務者　山崎　真琴（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
奈良県北葛城郡上牧町米山台１丁目14番６号、前住所奈良県天理市南六条町560番地10
債務者　辻谷　貴之
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
奈良県大和高田市北片塩町12番11号
債務者　吉村如可こと　吉村　如司
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
山形県南陽市宮内1045番地の13、前住所山形県南陽市宮内1042番地の18
債務者　山口ひとみ
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
山形地方裁判所米沢支部